

ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人について
8,300円（旧8,000円）

③ 住居手当

借家、借間に居住している職員に支給される当該手当
が、次のように改められた。

ア 家賃相当額と控除額 7,000円（旧 6,500円）との
差額が8,500円に達するまでは、その差額が支給され
る。

イ その差額が8,500円を超えるときは、その超える額
の 2 分の 1 の額を5,800円（旧5,500円）を限度として
8,500円に加算した額が支給される。（最高支給限度額
14,300円）

ウ 改定後の手当額が、現に受けている手当額を下回る
場合には、昭和59年3月31日まで、現に受けている額
が支給される経過措置が講じられた。

④ 通勤手当

ア 交通機関利用者

運賃相当額の全額支給限度額が19,600円（旧19,000円）
に、運賃相当額が19,600円を超える場合の 2 分の 1 加
算限度額が7,800円（旧7,500円）に改められた。（最
高支給限度額27,400円）

イ 交通用具使用者

・ 交通用具使用者に支給される当該手当の最高支給限
度額が27,400円（旧26,500円）に改められた。

⑤ 宿直手当

勤務 1 回につき2,900円（旧2,800円）に改められた。

⑥ 期末・勤勉手当

支給日が、基準日から 1 か月以内（旧15日以内）で人
事委員会規則で定める日に改められた。

⑦ 寒冷地手当

支給日が第 2 土曜日に当たるときは、その前日に支給
することに改められた。

(4) 適用期日等

上記改定事項は、昭和58年4月1日に遡及適用（ただし、

④イ、⑤、⑥及び⑦については、昭和59年4月1日適用）
され、差額は昭和58年12月23日に支給された。